九　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第四十二条第五号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「障害厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十四号中「遺族厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十七号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十八号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三十八号を同条第四十八号とし、同条第三十七号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する障害共済年金

四十八　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第四十二条第三十四号を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第四十二条第三十三号を同条第三十九号とし、同条第三十二号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六　厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第四十二条第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

第四十二条第二十一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第二十号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第四十二条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第二十四条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第三十五条第三号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第二十五条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。」を削り、同項第二号中「第九条、第二十条第一項及び」を削り、同項第三号中「第二十三条第一項」を「第二十三条第八項」に、「平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項、第八十七条第一項並びに附則第十二条の七の四第二項及び第三項、第十二条の八第八項並びに第十二条の八の三第一項及び第五項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十一条第一項」に改め、同項第四号中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二十七条第四項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第五十一条第二項から第四項まで」に改め、同項第五号中「第二十四条第一項」を「第二十六条第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項及び第二項、第三十九条、第四十四条第一項並びに第四十五条第一項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条」に改め、同条第二項中「第二十四条第六項」に改める。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二十六条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号、第六条の見出し並びに第五十三条第二項及び第五項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第二十七条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

「

第二十二条第一項	第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条
	平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十条の二第一項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十三条第一項

」

第三条の表廃止前農林共済法の項中

」